

別記様式第36（第26条第6項及び第26条の2第4項関係）（平24文科令8・全改・旧様式第三十五線下、平25文科令9・平30原子規11・令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

| | | | | |
|--|------------------|-----------------|-----------------|---------|
| | | 整理番号（注1） | | |
| 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） | | | | |
| 放射線同位元素等の規制に関する法律第28条第5項の規定により許可の取消し、使用の廃止等に伴い講じた措置を報告します。 | | | | |
| 報告をする者 | 氏名又は名称 | | | |
| | 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| | 住 所 | 郵便番号（ ） 都道府県 | 電話番号（ ） | |
| 許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日（注2） | | | | |
| 工場又は事業所 販売所 賃貸事業所 廃棄事業所 （注3） | 名 称 | | | |
| | 所 在 地 | | 郵便番号（ ） 都道府県 | 電話番号（ ） |
| | 連絡員の氏名（注4） | | 所属部課名（ ） | 電話番号（ ） |
| | | メールアドレス（ ） | | |
| 廃止した放射線施設の名称 | | | | |
| 取消し、廃止、死亡、解散、分割の年月日 年 月 日 | | | | |
| 取消し、廃止、死亡、解散、分割の際に所有する放射線同位元素の種類及び数量（注5） | | | | |
| 放射線同位元素に関する措置（注6） | | | | |
| 放射性汚染物に関する措置（注7） | | | | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 廃止措置中に監督を行つた者の氏名並びに免状の種類及び番号（注 8） | |
| 被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置（注 9） | |

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第 3 条の 2 第 1 項の届出をした年月日、法第 3 条の 3 第 1 項の届出をした年月日又は法第 4 条第 1 項の届出をした年月日」 法第 3 条の 2 第 1 項、法第 3 条の 3 第 1 項又は法第 4 条第 1 項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「工場又は事業所
販売所
貸事業所
廃棄事業所」 販売廃止等業者又は貸貸廃止等業者にあつては、事務上の連絡先を記載するとともに、販売所又は貸貸事業所について別記様式第 5 の該当する部分により記載した別紙を添えること。
- 4 「連絡員の氏名」 F A X 番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「取消し、廃止、死亡、解散、分割の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量」 表示付認証機器については、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、認証番号及び台数を記載すること。
- 6 「放射性同位元素に関する措置」 措置を講じた年月日、場所、方法等を記載すること。
- 7 「放射性汚染物に関する措置」 注 6 の例により記載すること。ただし、表示付認証機器を認証条件に従い使用したため、放射性同位元素によつて汚染された物が発生していないと考えられる場合には、その旨を記載すること。
- 8 「廃止措置中に監督を行つた者の氏名並びに免状の種類及び番号」 免状の種類については、第 1 種放射線取扱主任者免状、第 2 種放射線取扱主任者免状、第 2 種放射線取扱主任者免状（一般）、第 2 種放射線取扱主任者免状（放射性同位元素装備機器名）若しくは第 3 種放射線取扱主任者免状の別又は医師、歯科医師若しくは薬剤師の別を記載し、免状の番号については、医師、歯科医師又は薬剤師の場合には、その免許証番号を記載すること。また、第 26 条第 1 項第 8 号ロに該当する場合にあつては、その者の有する知識及び経験について記載すること。なお、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、記載は不要である。

- 9 「被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置」 引渡しを行った年月日及び引渡し先を記載すること。なお、販売廃止等業者、賃貸廃止等業者又は表示付認証機器廃止等使用者にあつては、記載は不要である。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 2 この報告書の提出部数は、正本 1 通及び副本 2 通とすること。ただし、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、1 通とすること。
- 3 この報告書には、第 26 条第 6 項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。ただし、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、第 26 条の 2 第 4 項に規定する書類を添えること。